

令和6年第1回荒尾市議会（臨時会）

議 案 資 料



## 令和6年第1回荒尾市議会(臨時会) 議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第1号	荒尾市手数料条例の一部改正について	1
議第2号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第9号)	5



## 荒尾市手数料条例の一部改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

戸籍法等の改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行等に関する事務が追加され、法務省が構築した戸籍情報連携システムを利用することにより新たに証明書の交付等が可能となることから、当該事務に係る手数料について所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

## (1) 戸籍謄本等の広域交付

これまで本籍地の市区町村でしか交付できなかった戸籍謄本等について、本籍地の市区町村以外の窓口でも交付が可能になることから、次のとおり手数料を定める。

内 容	手数料の額
戸籍謄本等の広域交付手数料	1通につき 450円
除籍謄本等の広域交付手数料	1通につき 750円

## (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

市区町村の窓口で発行が可能となる戸籍（除籍）電子証明書を識別する符号を行政機関に提出することで、今後、旅券発給申請等に当たり紙の戸籍謄本等の添付を省略できるようになることから、当該識別符号の発行について、次のとおり手数料を定める。

※戸籍謄本等の添付が省略となる時期等については未定

内 容	手数料の額
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 700円

## (3) 届書等情報内容証明書の交付等

これまで紙により保管している届書等を基にした証明書の交付及び届書等の閲覧が可能であったが、令和6年3月1日以後に受理した届書等についてはデータにより保存するため、届書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書の交付及び閲覧が可能になることから、次のとおり手数料を定める。

内 容	手数料の額
届書等情報内容証明書の交付手数料	1通につき 350円
届書等情報内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき 350円

## 3 施行期日

令和6年3月1日

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
区分	手数料の名称	手数料の名称	手数料の額
戸籍	戸籍の謄抄本交付手数料	戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付手数料 (広域交付を含む。)	1 通につき 450円
	戸籍の全部、個人及び一部事項証明書交付手数料	戸籍の記載事項証明書交付手数料	1 通につき 450円
	戸籍の記載事項証明書交付手数料	戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行手数料 (情報通信技術 を活用した行政の推進等に關 する法律 (平成14年法律第151 号) 第7条第1項の規定により 同法第6条第1項に規定する 電子情報処理組織を使用する 方法 (総務省令で定めるもの に限る。以下同じ。) により戸籍 電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合 (当該発行に係 る戸籍電子証明書の請求が同 項の規定により同項に規定す る電子情報処理組織を使用す る方法により行われた場合に 限る。) における当該発行及び 戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行に係る戸籍電子証明	1 件につき 350円
			1 件につき 400円

現	行	改	正	後
		<p>書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
除籍の謄抄本交付手数料	1通につき	750円		750円
除籍の全部、個人及び一部事項証明書交付手数料	1通につき	750円		
除籍の記載事項証明書交付手数料	1件につき	450円	除籍の記載事項証明書交付手数料	450円
			<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))</p>	700円

現 行		改 正 後	
		求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) )	
届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書 交付手数料	1 通につき	届出・申請の受理証明書、届書 その他受理した書類の記載事 項証明書又は届書等情報内容 証明書の交付手数料	1 通につき 350 円
法務省令で定める様式による 上質紙を用いた婚姻・離婚・養 子縁組・養子離縁又は認知の届 出の受理証明書交付手数料	1 通につき	法務省令で定める様式による 上質紙を用いた婚姻・離婚・養 子縁組・養子離縁又は認知の届 出の受理証明書交付手数料	1 通につき 1,400 円
届出その他の書類の閲覧手 料	1 件につき	届書その他受理した書類又は 届書等情報の内容を表示した ものの閲覧手数料	1 件につき 350 円
略		略	

附 則  
この条例は、令和6年3月1日から施行する



## 令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第9号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業費	5,502				5,502	□障害福祉サービス事業所における物価高騰に係る光熱水費等の上昇分の一部支援 ・郵便料 6 ・障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金 5,496
	養護老人ホーム・軽費老人ホーム物価高騰対策支援事業費	1,501				1,501	□養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける物価高騰に係る光熱水費等の上昇分の一部支援 ・郵便料 1 ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム物価高騰対策支援金 1,500
	介護サービス事業所物価高騰対策支援事業費	11,901				11,901	□介護サービス事業所における物価高騰に係る光熱水費等の上昇分の一部支援 ・郵便料 11 ・介護サービス事業所物価高騰対策支援金 11,890
	保育所等物価高騰対策支援事業費	3,207	1,603			1,604	□私立保育所等における物価高騰に係る光熱水費等の上昇分の一部支援 ・私立保育所等物価高騰対策支援金 3,207 (財源) ・県補助金 1,603
	3款計	22,111	1,603			20,508	
4 衛生費	市民病院会計支出金	6,412				6,412	□有明医療センターにおける物価高騰に係る光熱水費等の上昇分の一部支援 ・有明医療センター物価高騰対策支援金 6,412
	4款計	6,412				6,412	
7 商工費	物価高騰対応重点支援事業費 (産業振興課)	73,755	36,877			36,878	□LPGガス物価高騰に係る負担軽減対策 ・荒尾市LPGガス価格高騰対応生活者支援事業補助金 73,755 (財源) ・県補助金 36,877
	7款計	73,755	36,877			36,878	
10 教育費	学校給食費負担軽減事業費	6,697				6,697	□学校給食の食材費の価格高騰に対する支援 ・学校給食費負担軽減補助金 6,697
	10款計	6,697				6,697	
	補正額	108,975	38,480			70,495	一般財源 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 36,878 ・財政調整基金繰入金 33,617
	補正前の額	27,018,950	7,381,749	520,200	1,488,898	17,628,103	
	合計	27,127,925	7,420,229	520,200	1,488,898	17,698,598	